

公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の多様な文化活動に対して財政的な支援を行い、その自主的な活動の盛り上がりを図るため、団体又は個人の行う文化活動の成果を発表する事業に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当する団体又は個人とする。

- (1) 文化活動の場が主として広島市内であること。
- (2) 個人又は団体の構成員及び出演者・出品者の5割以上が、広島市内に居住又は通勤・通学していること。
- (3) 団体の事務局の所在地又は連絡先が広島市内にあること。
- (4) 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項についての定めがあること。
- (5) 国、地方公共団体、企業等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人でないこと。
- (6) 非営利団体であること。

(助成対象事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業は、助成対象期間内に完了するもので、音楽、美術、演劇、民俗芸能等の文化活動を行っている団体又は個人が日頃の活動の成果を発表する事業（出版物の発行及び学校行事は除く。）のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 事業が広島市内で開催され、広く市民に公開されること。
- (2) 非営利の事業であること。
- (3) 政治又は宗教活動に関わりのない事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては助成金交付の対象としない。

- (1) 広島市及びその関係団体等（国及び同市以外の地方公共団体並びにこれらの関係団体を含む。）（以下「広島市等」という。）から助成金等の交付を既に受け、又は既に受けることが決定しているもの
- (2) 広島市等や営利団体等との共催事業で直接又は間接を問わず、これらの団体の費用負担があるもの
- (3) その他、公益財団法人広島市文化財団が助成金交付の対象とすることが適当でないと認められるもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、事業の実施に伴う印刷費、会場使用料、舞台・会場設営費に係る経費の合計額の2分の1以内で、20万円を限度とし、予算の範囲内で理事長が定める額とする。

2 助成は、一つの団体又は個人に対し、同一年度内に1回とする。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、所定の助成金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の構成員名簿
- (3) その他参考となる書類

2 前項の規定による助成金交付申請書の提出期間は、事業の実施時期が、4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)にあつては前年の12月1日から同月28日まで、10月1日から翌年3月31日まで(以下「下期」という。)にあつては6月1日から同月30日までの間において、理事長が定める。なお、事業の実施時期が連続する2日以上にわたる場合で、上期と下期にまたがるときは、上期の事業とする。

(助成の決定等)

第6条 理事長は、前条第1項の規定による助成の申請があつたときは、別に定める審査委員会の審査を経て、助成金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

(助成の決定の通知)

第7条 理事長は、前条の規定により助成金の交付又は不交付の決定をしたときは、所定の審査結果通知書により決定内容を申請者に通知するものとする。

(事業変更の承認等)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく所定の事業変更承認申請書に理事長が必要と認める書類を添えて理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の通知に係る事業(以下「交付決定事業」という。)に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 交付決定事業の内容を変更しようとするとき。

2 助成金の交付の決定を受けた後、広島市等から助成金等の交付決定の通知を受けた者は、直ちに、当該助成金等の受領の有無について、理事長に文書により届け出なければならない。

3 助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、理事長に文書により報告しなければならない。この場合において、第2号に該当するときは、その原因及びこれに対する措置を併せて報告するものとする。

- (1) 交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 交付決定事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付決定事業の遂行が困難になったとき。

4 理事長は、第1項から前項までの規定による申請、届出又は報告があつたときは、事業変更の承認、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

5 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、所定の様式により申請者等にその旨を通知するものとする。

(事業実施報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から30日以内に所定の事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、事業実施日とその属する年度の3月にかかるときは、同月末日を提出期限とする。

- (1) 助成対象経費に係る領収書の写し
- (2) その他参考となる書類

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条の規定により事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、文化活動助成事業の審査結果通知書の内容と適合するものであるかどうかを調査するものとする。調査の結果、適合するものと認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し、所定の助成金の額の確定通知書により通知して交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 交付決定事業を中止したとき。
- (2) 交付決定事業が期間内に完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 助成及び事業変更承認の申請並びに事業実施報告等の手続において、虚偽の申告をし、又は不実な行為があったとき。
- (4) 決算総額が予算総額に比して著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき。
- (5) 助成金の交付対象となった経費の合計決算額が当該経費に係る合計予算額に比し、著しく減少したとき。
- (6) 決算の収支に剰余金が生じたとき。
- (7) 広島市等から助成金等の交付を受け、又は受けることが決定したとき。
- (8) 交付決定事業の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金交付決定を取り消したときは、所定の様式によりその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。